

住宅改修の助成制度のご案内

世田谷区では、「重度身体障害者（児）」、「介護保険」や「高齢者」を対象とした住宅改修費の助成制度があります。このページでは各制度の主な条件を紹介します。

詳しくは、世田谷区のホームページをご覧ください。各問い合わせ先にご相談ください。

- ※ 新築・改築・増築・老朽化のリフォームは対象外です。
- ※ 工事契約前にご相談ください。
- ※ 助成額については、限度額があります。

重度身体障害者（児）の住宅改修費の助成

身体障害者の方がお住まいの家屋（新築、増築を除く）を日常生活の利便と安全を図るために改修する費用を助成します。1住宅につき、限度額は**20万円**です。世田谷区と契約している業者が改善する場合があります。また、借家の場合は、家主の承諾が必要です。

小規模改修 ※中規模改修や屋内移動設備は、保健福祉課障害支援担当にお問い合わせください。

●対象 以下の**いずれか**の条件を満たす方が対象です。

- 6歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の方（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害1級又は2級の方）。
- 6歳以上で、障害者総合支援法の対象となる難病により、下肢または体幹機能に障害のある方

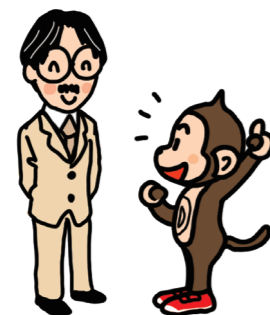
●内容 手すりの取付け、段差の解消、床材などの変更、扉の取替え、便器の取替え、これらに係る付帯工事

【問い合わせ先】

総合支所保健福祉センター保健福祉課 **障害支援担当**

世田谷 ☎ 03-5432-2865 FAX 03-5432-3049
 北 沢 ☎ 03-6804-8727 FAX 03-6804-8813
 玉 川 ☎ 03-3702-2092 FAX 03-5707-2661
 砧 ☎ 03-3482-8198 FAX 03-3482-1796
 烏 山 ☎ 03-3326-6115 FAX 03-3326-6154

ホームページ 世田谷区 住宅改修費の助成



これで快適に
安心して暮らすことが
できるね！

介護保険の対象となる方は、
介護保険の制度（19ページ上）
が優先されます。



介護保険の住宅改修費の助成

介護認定を受けている被保険者が手すりの取付けや段差の解消など、対象となる小規模住宅改修（新築・増築を除く）を行った場合、1被保険者1住宅につき**20万円**を上限にかかった費用の9割～7割を支給します。工事着工前に、担当のケアマネジャーなどに相談し、区へ事前申請してください。

●対象 以下の条件を**すべて**満たす方が対象です。

- 介護認定（要介護・要支援）を受けている被保険者
- 介護保険被保険者証に記載の住所の住宅改修であること（施設入所者は除く）

●内容 手すりの取付け、段差の解消、床材などの変更、扉の取替え、便器の取替え、これらに係る付帯工事

【問い合わせ先】 ・あんしんすこやかセンター

・総合支所保健福祉センター保健福祉課 **地域支援担当**
（下記、各支所の問い合わせ先へ）

ホームページ 世田谷区 介護保険住宅改修

高齢者住宅改修費の助成

身体状況から住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成します。改修を開始する前にご相談ください。改修後のご相談は助成対象になりません。また、新築時及び増築に合わせて改修する場合も改修費の助成対象外です。助成には下記2つがあります。

予防改修

●対象 以下の条件を**すべて**満たす方が対象です。

- 区内に住所を有する**65歳以上**の方
- 介護保険の要介護認定で要支援や要介護に該当しなかった方
- 身体機能の低下により住宅の改修が必要と認められた方

●内容 手すりの取付け、段差解消など介護保険の住宅改修と同じ改修

設備改修

※所得制限があります。

●対象 以下の条件を**すべて**満たす方が対象です。

- 区内に住所を有する**65歳以上**の方
- 介護保険の要介護認定を申請した方
- 身体機能の低下のため既存の住宅の設備の使用が困難な方

●内容 浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、和式から洋式便器への取替え、これらに係る付帯工事

【問い合わせ先】 総合支所保健福祉センター保健福祉課 **地域支援担当**

世田谷 ☎ 03-5432-2850 FAX 03-5432-3049
 北 沢 ☎ 03-6804-8701 FAX 03-6804-8813
 玉 川 ☎ 03-3702-1894 FAX 03-5707-2661
 砧 ☎ 03-3482-8193 FAX 03-3482-1796
 烏 山 ☎ 03-3326-6136 FAX 03-3326-6154

ホームページ 世田谷区 高齢者住宅改修費